

日本ホームヘルパー協会 各支部からの意見【概要版】

主な回答内容：

1. 訪問介護における業務内容について（栃木県、北九州市）

訪問介護の業務内容については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号 厚生労働省老人保健福祉局計画課長通知）により示されている。

現場においては、それに基づきサービスの提供を行っているところである。しかしながら、本通知は介護保険制度導入前に通達されたということもあり、現在、実際に利用されている方の生活に適合していないと思われる場合、及び判断に迷う場合も多く、現場に混乱が起きている。

また、認知症の方への援助内容が現状に合わず、在宅生活における安定が図りにくく、施設利用に流れやすい現状となっていると感じている。

2. サービス提供責任者の役割及び報酬について（栃木県、岡山県、北九州市）

サービス提供責任者については、その責務が明示され、訪問介護の中で重要な位置づけとなっている。しかしながら、その業務について報酬的な裏づけがないことは大きな問題である。

ホームヘルパーの不足からサービス提供責任者も現場に出る場合が多く、それにより本来行うべき業務に支障を来し、提供される訪問介護サービスの質の低下に繋がっている懸念もある。また、資質の向上を図るためにも、サービス提供責任者に対する教育（研修）の充実を図る必要がある。

3. ホームヘルパーの業務について（千葉県、岡山県、香川県、和歌山県）

ホームヘルパーの多くは、非常勤・パートが多く、時給制で勤務についているケースが多く、その業務量により支払われる給与が決定される。

業務量については、利用者の都合により左右されることが多く、利用者が死亡、入院時には、ホームヘルパーの業務量は激減することとなり、それに比例して給与も大きく減少することとなる。ホームヘルパーとして勤務するものの多くは、給与面で非常に不安定な条件で勤務しており、何らかの対策を要望する。

また、同様にホームヘルパーは、利用者の体調急変時や救急車の手配などの緊急な場合に駆けつける必要があるが、これについては、特別に報酬が認められておらず、事業所の判断にもよるが、無給で対応している場合も多く見受けられる。

4. 移動に車両を使用する場合の対応について（栃木県、千葉県）

移動に車両を必要とする地域で、自家用車を使う訪問の場合、ガソリン代、車両維持

費を特別に支給されるケースが少ない。また、道路交通法の改正で路上駐車取締りが厳しくなり、駐車場代を負担しているケースも見られる。

保険者によれば、報酬単価に加味されているとの解釈であるが、訪問介護事業所の経営が厳しいなか、ホームヘルパーにしわ寄せがきている現状がある。

5. 地域福祉の充実の必要性（鹿児島県）

現在のところ、訪問介護により提供されているサービスの中には、軽度なものも多く含まれている。軽度のものについては、提供できるサービスに限りがあり、介護保険サービス外にはみ出してしまう部分もある。その部分については、介護保険外で利用者を支えていく体制、地域福祉等による対応が可能と見られる事例も多くあるため、それについては、一層の充実を求める。

6. 賃金における問題点について（各支部共通）

特に、非常勤パート・登録で訪問介護業務に従事しているものの賃金については、業務経験が考慮されないケースが多く、それについて不満を抱いているものも多く、離職の一因ともなっている。その解決に向けて、国による何らかの対応を求めたい。また、地域によっては、最低賃金を下回る給与で勤務しているものもいるようなので、併せて対策を求めたい。